

議案第20号

沼田市出張所設置条例を廃止する条例について

沼田市出張所設置条例を別紙のとおり廃止する。

令和3年2月25日提出

沼田市長 横山 公一

沼田市出張所設置条例を廃止する条例

沼田市出張所設置条例（平成17年条例第3号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。